

八 頭 町 長 吉 田 英 人 様

八頭町監査委員 丸 山 長 智

八頭町監査委員 坂 根 實 豊

平成 2 9 年度財政援助団体等監査報告書

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 9 9 条第 7 項の規定に基づき、平成 2 8 年度に財政的援助を与えているもの（財政援助団体等）の出納、その他の事務の執行に関する監査を実施したので、同条第 9 項に規定する監査の結果を次のとおり報告します。

1 監査の概要

(1) 監査の対象及び着眼点

地方自治法第 1 9 9 条第 7 項の規定に基づく財政的援助を与えているものの出納、その他の事務の執行に関する監査について、次の点を主な着眼点として実施した。

ア 町が補助金、交付金、負担金、貸付金及び利子補給金（以下「補助金等」という。）を交付している団体（以下「補助金等交付団体」という。）及び事業について、関係法令等を遵守し、補助金等の交付の目的に沿って、事業、出納その他の事務の執行が適正かつ効率的に行われているか。

イ 公の施設の管理を行わせている団体（以下「指定管理者」という。）については、関係法令等を遵守し、指定管理業務を行う上で公の施設の運営、出納その他の事務の執行が適正かつ効率的に運営されているか。

(2) 監査の実施時期

平成 2 9 年 1 0 月 1 0 日から 1 0 月 1 8 日までの間に実施した。

(3) 監査の実施方法

関係書類や事務事業等の実態を調査し、併せて関係者から説明を聴取することを基本として実施した。

(4) 監査実施機関等の数

区 分	監査対象数	監査実施数
補助金等交付団体	6 4 3	3 0
指 定 管 理 者	1 0	4
合 計	6 5 3	3 4

(5) 監査の執行者

監査執行者は、次のとおりである。

監査委員 丸 山 長 智  
          "      坂 根 實 豊

2 監査の結果及び意見

(1) 概 要

補助金等の交付の目的に沿って、事業、出納その他の事務の執行が適正かつ効率的に行われているか。指定管理業務を行ううえで公の施設の運営及び事務処理、出納その他の事務の執行が適切かつ効率的に運営されているかを主な着眼点に監査を実施した。

監査の結果、補助金の使途で適正を欠いているもの1件、指定管理で不適正な事務処理で重大なものの1件について指摘事項に該当するものが認められた。また、指摘事項に至らない事務処理のほか、改善や再考を要する必要があると思われる事項については、監査結果で意見を記述した。

補助金の指摘事項案件は、中山間地域等支払交付金（やまのうえ集落協定）において、研修旅行で本来個人負担とすべき飲食代に充てられているものがみられ、交付金の使途として不適正であると認められるため改善を求めたい。

指定管理の指摘事項案件は、大門体験農園管理棟及び附属便所の指定管理先である物産館みかどとの協定において、指定管理物件上に加工場の建設を容認しているが、転貸処理の手続き面で適正を欠いているほか、正式な転貸契約を行わないで指定管理協定書内で借地料を定めて借地料を受領している。さらには、指定管理物件の敷地内に建物の建築を認めているにも関わらず、指定管理期間を3年間と定めていることや、指定管理の取り消し等で管理終了になった場合に想定されるこの所有建物の取り扱いについても、自己の責任と費用で撤去する旨の記載が協定書には触れられていないなど、不適切な取り扱いが見られることから改善を求めたい。

今回、監査対象となっていない指定管理案件、特に今年度末で協定期間が満了する案件については、適正な管理運営を行うためにも、管理物件の明確な表示と点検、管理業務関係書類の整理、協定書の条項の点検・見直しを求めたい。

(2) 実施状況及び指摘事項

ア 補助金等交付団体

1) 総務課所管

補 助 事 業 名	総事業費(円)	補助金額(円)	実施日
八頭町集落公民館(地域改善施設)等整備事業補助金(新庄)	197,854	51,000	10月10日 監査室
八頭町自衛隊協力会活動補助金	130,102	30,000	
交通安全協会八頭町支部補助金	425,000	270,000	
八頭町防犯灯設置補助金(隼福)	16,200	8,000	
八頭町地域改善施設等補助金(才代二)	866,214	577,000	
八頭町消防施設整備事業費補助金(井古)	51,948	34,000	
八頭町地域改善施設等補助金(東二)	207,360	172,000	
八頭町震災に強いまちづくり促進事業補助金(耐震診断)	111,240	74,160	

○監査結果

事業は目的に沿って適切に執行されているものと認められた。

地域改善施設等補助金(才代二)の実績報告書の実績額が支払額と相違しているにもかかわらず受理して処理している。

2) 企画課所管

補助事業名	総事業費(円)	補助金額(円)	実施日
八頭町住宅用太陽光発電システム等設置費補助金	1,670,000	180,000	10月17日 監査室
八頭町広域バス路線維持費(補てん分)補助金	2,938,961	2,938,961	

○監査結果

事業は目的に沿って適切に執行されているものと認められた。

3) 地方創生室所管

補助事業名	総事業費(円)	補助金額(円)	実施日
八頭町コミュニティ助成事業補助金(才代一)	2,501,054	2,500,000	10月17日 監査室
八頭町コミュニティ助成事業補助金(下門尾)	2,100,000	2,100,000	
八頭町空き家住宅支援事業補助金	3,990,000	1,000,000	
移住者受入地域組織・団体創出事業補助金 (一般社団法人ワノクニ)	8,509,848	8,000,000	

○監査結果

事業は目的に沿って適切に執行されているものと認められた。

4) 町民課所管

補助事業名	総事業費(円)	補助金額(円)	実施日
八頭町集落ごみステーション等整備事業補助金 (米岡)	1,475,096	1,180,000	10月17日 監査室
鳥取県こどもエコクラブ活動支援補助金 (こおげイーストわくわくエコクラブ)	177,800	177,800	
鳥取県こどもエコクラブ活動支援補助金 (船岡保育所エコクラブ)	124,860	119,000	

○監査結果

事業は目的に沿って適切に執行されているものと認められた。

5) 福祉課所管

補助事業名	総事業費(円)	補助金額(円)	実施日
社会福祉法人 八頭町社会福祉協議会補助金	901,686,000	63,917,000	10月11日 監査室
八頭町身体障害者福祉協会補助金	1,411,000	1,250,000	

○監査結果

事業は目的に沿って適切に執行されているものと認められた。

①八頭町社会福祉協議会補助金変更交付決定稟議書において、交付額の増減額が誤ったまま決裁を了している。

また、資金収支決算の支出科目が事業費と事務費が混在している。

②八頭町身体障害者福祉協会補助金について、補助金申請の予算書の策定にあたり、郡家支部から提出された予算書の額が相違していることを見過ごして作成し、町に申請している。

6) 産業観光課所管

補助事業名	総事業費(円)	補助金額(円)	実施日
中山間地域等直接支払交付金(福地集落協定)	1,610,877	1,521,945	10月10日 10月11日 監査室
中山間地域等直接支払交付金 (やまのうえ集落協定)	2,104,352	1,678,712	
中山間地域等直接支払交付金(八頭船岡農場)	8,888,269	8,888,269	
八頭町多面的機能支払交付金 (旧船岡町地域広域協定)	6,133,524	4,480,428	
八頭町耕作放棄地再生推進事業費補助金	3,004,080	751,830	
鳥取梨生産振興事業費補助金 (鳥取いなば農業協同組合郡家支店果実部)	12,110,076	6,123,444	
八頭町商工会子育て支援付きらめき商品券発行事業補助金	55,860,291	5,886,383	
鳥取茸王緊急生産拡大支援事業費補助金	2,472,000	1,332,800	
鳥取県森林環境保全税関連事業費補助金 (竹林整備事業)(八頭中央森林組合)	4,102,100	3,691,890	
八頭町鳥獣被害に強いまちづくり支援事業補助金 (侵入防止柵整備事業)(上田農園グループ)	200,318	166,931	

○監査結果

①中山間地域等直接支払交付金(やまのうえ集落協定)については、加工米契約先への視察研修において、伏水蔵レストランで昼食代 61,063 円(18名 : 3,392 円/人)を拠出している。飲食代は本来個人負担とすべきものであり、交付金の使途として不適正であると認められるため改善を図りたい。

②八頭町商工会子育て支援付きらめき商品券発行事業費補助金については、プレミアムきらめき商品券を発行するに当たり、全世帯に向けて多額の広報費を支出しているものの、幅広く町民に行き渡ることなく購入世帯数は 12%程度の世帯に止まっている。結果としてプレミアム部分の補助金や広報費が一部の世帯に使われているようにも見られ、公平性を欠いた財政援助と思われるため改善を図りたい。

また、プレミアム人気の高さから半日足らずで完売することから、発行日には早朝から発行場所付近の商店の駐車場が満杯となり、店舗の運搬車両の出入りに支障を及ぼすなど多大な迷惑をかけていることもあり、実施要綱の根本的な見直しを事業者に要請する必要があるものと思われる。

③鳥取県森林環境保全税関連事業費補助金(竹林整備事業)(八頭中央森林組合)については、竹林整備事業報告書の収支精算額の収入の部の内訳の金額が相違しているにもかかわらず受理している。

7) 社会教育課所管

補助事業名	総事業費(円)	補助金額(円)	実施日
丹比校区民大運動会事業補助金	820,000	0	10月11日 監査室

○監査結果

事業は目的に沿って適切に執行されているものと認められた。  
検査結果調書の支払い済み額が誤記載のまま決裁処理されている。

イ 現地調査

1) 産業観光課所管

補助事業名等	実施日
八頭町耕作放棄地再生推進事業費補助金(野町)	10月18日

○監査結果

事業は目的に沿って適切に執行されているものと認められた。

ウ 指定管理者

1) 産業観光課所管

施設名	指定管理者名	実施日	概要(円)		
やまめ供給施設	私都養殖漁業生産組合 組合長 岡垣健児	10月10日	管理料 (3年間)	H27年度	159,000
				H28年度	159,000
				H29年度	159,000
		現地	指定期間	H27.4.1 ~ H30.3.31	

○監査結果

平成28年度は総事業費 11,125,291 円のうち指定管理料 159,000 円で業務が行われている。  
施設の管理・運営等は適切に執行されているものと認められた。

施設名	指定管理者名	実施日	概要(円)		
大門体験農園管理棟 及び附属便所	物産館みかど 会長 下田壽久	10月17日	管理料 (3年間)	H27年度	425,000
				H28年度	425,000
				H29年度	425,000
		現地	指定期間	H27.4.1 ~ H30.3.31	

○監査結果

平成28年度は総事業費 106,805,126 円のうち指定管理料 425,000 円で業務が行われている。

①物産館みかど所有の加工場は町が承諾して建設しており、本来は加工場施設部分の賃貸料は建物所有者が負担すべきものであるが、大門体験農園管理棟用地の賃借料として全額町が地主に支払っている。

②町と地主との賃貸借契約内容では、転貸行為を行う際には地主の承諾が必要であるとしているが、その承諾を得た書面がないことから、物産館みかどと正式な転貸借契約を結ぶことなく、指定管理協定書内で借地料にかかる定めを記述することで転貸の約定に代え、地主へ支払する賃借料と同額の 455,800 円を借地料として受領しているものと思われる。

③指定管理物件の敷地内に建物の建築を認めているにもかかわらず、指定管理期間を3年間と定めていることや、指定管理の取り消し等で管理終了になった場合に想定されるこの所有建物の取り扱いについても自己の責任と費用で撤去、いわゆる原状回復する旨の記載が協定書には触れられていない。

こうした不適切な取り扱いについて改善や再考を図られたい。

指定管理物件である土地、建物の配置図面が整備されていない。

施設名	指定管理者名	実施日	概要 (円)		
			管理料 (3年間)	H28年度	H29年度
八東ふるりの森	有限会社 高田技研 代表取締役 高田豊実	10月17日		2,957,000	2,957,000
		現地	指定期間	H28.4.1～H31.3.31	

○監査結果

平成28年度は総事業費 5,927,657 円のうち指定管理料 2,957,000 円で業務が行われている。施設の管理・運営等は適切に執行されているものと認められた。

施設名	指定管理者名	実施日	概要 (円)		
			管理料 (3年間)	H28年度	H29年度
船岡保健センター	社会福祉法人 八頭町社会福祉協議会 会長 桑村和義	10月18日		6,523,000	6,523,000
		現地	指定期間	H28.4.1～H 31.3.31	

○監査結果

平成28年度は総事業費 6,475,419 円のうち指定管理料 6,523,000 円で業務が行われている。船岡保健センターに併設されている障がい者の作業所部分は指定管理物件から外して別途管理している。しかしながら、障がい者の作業所部分の土地建物使用貸借契約の面積が実態と相違していることから、結果として面積的に一部重複している状況となっている。また、管理物件である敷地の図面及び備品台帳が明確となっていない。